平成２４年（フ）第３７７号
沖縄県糸満市字大度255番地の20
債務者　仲本明日香
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４２９号
沖縄県浦添市内間２丁目18番２―203号　内間市営住宅
債務者　仲里　信貞
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９２号
青森市千刈３丁目１番３号　メイユールやまだ103号
債務者　赤平　信子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
青森県八戸市柏崎５丁目６番23号、前住所青森県八戸市柏崎５丁目３番29号　コーポ島守３号
債務者　小山　　栄
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
青森県八戸市是川４丁目３番地２　県営住宅50―１―３
債務者　目黒　繁雄
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５４５号
熊本市北区四方寄町454―１、住民票上の住所熊本市西区蓮台寺１丁目４番８号
債務者　宮川　典万
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８９９号
名古屋市中川区富永１丁目16番１　戸田川グリーンヴィレッジ58号室、住民票上の住所名古屋市熱田区野立町１丁目37番地　メゾン日比野502号
債務者　塩見　隆司
法定代理人成年後見人　中野　秀彦
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９６号
岐阜市鷺山東１丁目５番４号
債務者　吉田　直美（旧姓時吉）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７５３号
名古屋市南区豊２丁目26番13号　ストーク豊407号
債務者　加藤　大介
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６６号
名古屋市天白区植田山１丁目803番地の１　ビューテラス103号
債務者　大野　晃平（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００号
青森県三戸郡五戸町字下タノ沢番外地
債務者　小山田きね
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第６８６号
仙台市太白区中田町字前沖151番地の13
債務者　加藤　千春
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
宮城県遠田郡美里町平針字中川前二番１番地１
債務者　高橋　晴美
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４００号
茨城県那珂市後台1491番地81
債務者　武藤加代子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４０１号
茨城県那珂市後台1491番地81
債務者　武藤　和則
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４０９号
茨城県ひたちなか市田中後26番地２
債務者　北村　千里
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３０号
茨城県高萩市大字上手綱1099番地の１　Ｋハイツ―Ⅲ202
債務者　佐久間　悟
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部